

○総務省令第九十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二項第三号中「氏名」の下に「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下道府県民税及び市町村民税について同じ。）」を加え、同項第五号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同項第八号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日）」に改める。

第二条の三の二第一項中「給与支払者（次項）」の下に「及び次条」を加える。

第二条の三の三第一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同項第二号中「及び申告者との続柄」を「申告者との続柄及び個人番号」に改め、「見積額」の下に「（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）」を加え、同条第二項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 給与所得者の扶養親族申告書及び給与所得者の扶養親族異動申告書を受理した給与支払者は、当該申告書に、当該給与支払者の個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下道府県民税及び市町村民税について同じ。）を付記するものとする。

第二条の三の五第一項中「公的年金等支払者（次項）」の下に「及び次条」を加える。

第二条の三の六第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第二号中「及び申告者との続柄」を「申告者との続柄及び個人番号」に改め、「見積額」の下に「（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額

の見積額)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 公的年金等受給者の扶養親族申告書を受理した公的年金等支払者は、当該申告書に、当該公的年金等支払者の法人番号を付記するものとする。

第二条の五第二項第一号中「申告書」の下に「（次項において「退職所得申告書」という。）」を加え、「並びにその者」を「、その者」に改め、「住所」の下に「並びに個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及びその者の退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在の住所）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 退職所得申告書を受理した法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項に規定する退職手当等の支払者は、当該申告書に、当該退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

第三条の二第二項第一号及び第二号中「及び事務所」を「、事務所」に、「並びに代表者の氏名」を「及び法人番号並びに代表者の氏名」に改め、同条第三項第一号中「及び事務所」を「、事務所」に、「並びに代表者の氏名」を「及び法人番号並びに代表者の氏名」に改め、同項第二号中「及び事務所又は事業所所在地」を「、事務所又は事業所所在地及び法人番号」に改める。

第三条の二の二第二項第一号、第三条の四の二第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号並びに第三条の四の四第一項第一号及び第二号、第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号中「及び主たる事務所又は事業所の所在地」を「、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号」に改める。

第四条の三の二第二項第一号中「及び主たる事務所又は事業所の所在地」を「、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第三十五項に規定する法人番号をいう。以下事業税について同じ。）」に改める。

第五条の三第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号並びに第五条の五第一項第一号及び第二号、第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号中「及び主たる事務所又は事業所の所在地」を「、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号」に改める。

第六条の四第二項第一号中「及び所在地」を「、所在地及び法人番号」に改める。

第七条の二第二号中「氏名」の下に「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）」を加える。

第七条の二の四第一項第一号中「含む。」の下に「以下この号及び」を加え、「及び法第七十二条の七十

八第二項各号」を「法第七十二条の七十八第二項各号」に、「本号」を「この号」に、「住所等」を「住所等。以下この号において同じ。」及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下地方消費税について同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下地方消費税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所）」に改める。

第七条の二の五第一項第一号及び第二項第一号中「及び法第七十二条の七十八第二項各号」を「法第七十二条の七十八第二項各号」に、「住所等」を「住所等。以下この号において同じ。」及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所）」に改める。

第七条の二の六第一項中「本条」を「この条」に改め、同項第二号中「及び住所又は居所」を「住所又は居所、個人番号」に、「並びに」を「及び」に改め、「価額」の下に「（個人番号を有しない者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定によるその相続分及

び相続又は遺贈によつて得た財産の価額」を加え、同項第四号中「あん分」を「按分^{あん}」に改め、同条第二項中「妨げない。」の下に「この場合において、当該申告書には、前項第二号に掲げる事項のうち氏名を付記する他の承継相続人の個人番号は、記載することを要しない。」を加える。

第八条の十八第一号中「及び住所」を「住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下自動車取得税について同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下自動車取得税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」に改める。

第八条の三十八第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は法第四百四十四条の二十一第二項後段の規定により代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けようとするそれぞれの者にあつては、住所又は事務所若しく

は事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改め、同項第四号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第八条の三十九第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第八条の四十一第一号イ中「及び住所又は所在地（）」を「住所又は所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地）」並びに「に改め、同条第二号イ及び第三号イ中「及び住所又は所在地」を「住所又は所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地）」に改める。

第八条の四十八第一号中「及び住所又は所在地」を「住所又は所在地及び個人番号又は法人番号（個人

番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地」に改める。

第九条の六第一号中「及び住所」を、「住所及び個人番号」に改め、「名称」の下に「及び法人番号」を加える。

第九条の八に次の一項を加える。

4 法第三百二十一条の七の三に規定する総務省令で定める事項は、老齢等年金給付の支払を受けている者の個人番号とする。

第十条第六項第一号中「及び住所」を、「住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加える。

第十条の二の二中「本条」を「この条」に改め、同条第一号中「及び住所」を、「住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加える。

第十条の二の三中「本条」を「この条」に改め、同条第一号中「及び住所」を、「住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加える。

第十条の二の四第二項第一号及び第二号中「及び事務所」を、「事務所」に、「並びに代表者の氏名」を

「及び法人番号並びに代表者の氏名」に改め、同条第三項第一号中「及び事務所」を「、事務所」に、「並びに代表者の氏名」を「及び法人番号並びに代表者の氏名」に改め、同項第二号中「及び事務所又は事業所所在地」を「、事務所又は事業所所在地」に改める。

第十条の二の五第二項第一号中「及び主たる事務所又は事業所の所在地」を「、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号」に改める。

第十六条の十八第一号中「及び住所又は所在地」を「、住所又は所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。第十六条の二十五第一号において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。同号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地。同号において同じ。）」に改める。

第十六条の二十五第一号中「及び住所又は所在地」を「、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号」に改める。

第二十七条第一項第一号を次のように改める。

一 申請者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地並びに個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。第四項第一号、次条及び第二十九条第二項第一号において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第四項第一号、次条及び第二十九条第二項第一号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称並びに住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地及び主たる事務所若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地。第四項第一号において同じ。）

第二十七条第四項第一号中「並びに住所」を「住所」に、「又は事業所以外の事務所又は事業所の所在地」を「若しくは事業所以外の事務所若しくは事業所の所在地並びに個人番号又は法人番号」に改める。

第二十八条第一項第一号中「及び住所」を「住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地。次項第一号において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「及び住所」を「

、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加える。

第二十九条第二項第一号中「名称」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称）」を加える。

附則第二条第二項第一号ハ及び第三項第四号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

附則第四条第四項第一号イ中「及び住所」を「住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）

（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同項第二号イ中「及び住所」を「住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第五項第一号及び第十一項第一号中「及び住所」を「住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改め、同条第十四項第一号中「及び住所又は居所」を「住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」に改める。

附則第十三条の三第二項第一号イ中「第十三条の三第八項第一号イ」を「第十三条の三第九項第一号イ」に改め、同項第二号イ中「第十三条の三第八項第二号イ」を「第十三条の三第九項第二号イ」に改め、同項

第三号イ中「第十三条の三第八項第三号イ」を「第十三条の三第九項第三号イ」に改め、同条第六項第一号イ中「及び住所」を「住所」に改め、「事務所の所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加え、同項第二号中「第十三条の三第十項第二号」を「第十三条の三第十一項第二号」に改め、同条第七項第一号中「第十三条の三第十一項第一号」を「第十三条の三第十二項第一号」に改め、同条第八項中「第十三条の三第十二項」を「第十三条の三第十三項」に改める。

附則第二十三条第一項第一号ロ及び第二項第一号ロ中「及び住所」を「住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を加える。

附則第二十三条の二第一項第一号ロ中「及び住所」を「住所」に改め、「所在地」の下に「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を加え、同条第二項第一号イ中「及び住所」を「住所」に改め、「

所在地」の下に「、個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を加える。

附則第二十四条第十二項第一号イ中「被災住宅用地及び当該被災住宅用地」を「被災住宅用地の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災住宅用地」に、「及び住所」を「、住所」に改め、「事務所の所在地」の下に「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この項において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この項において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を加え、同項第二号イ中「並びに当該被災家屋又は被災償却資産の」を「、被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第五十六条第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号において「代替家屋等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該

被災家屋又は被災償却資産及び当該代替家屋等の」に改め、同号口中「被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第五十六条第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産」を「代替家屋等」に改め、同項第三号イ中「」及び「を」の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、」に、「及び住所」を、「住所」に改め、「事務所の所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を加え、同項第四号イ中「事務所の所在地」の下に「、対象区域内家屋又は対象区域内償却資産に代わるものとして法附則第五十六条第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産（以下この号において「代替家屋等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」を、「又は対象区域内償却資産」の下に「及び当該代替家屋等」を加え、同号口中「対象区域内家屋又は対象区域内償却資産に代わるものとして法附則第五十六条第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産」を「代替家屋等」に改める。

附則第二十五条第一項第一号口中「及び住所」を「住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項第一号ロ、第三項第一号ロ、第四項第一号ロ、第五項第一号ロ、第六項第一号ロ、第七項第一号イ、第八項第一号イ及び第九項第一号イ中「及び住所」を「住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加える。

第三号様式別表裏面を次のように改める。

第三号様式別表裏面 挿入

第九号の二様式及び第九号の三様式を削る。

第十二号の四様式を次のように改める。

第十二号の四様式 挿入

第十二号の四の二様式を次のように改める。

第十二号の四の二様式 挿入

第十二号の四の三様式を次のように改める。

第十二号の四の三様式 挿入

第十二号の八様式を次のように改める。

第十二号の八様式 挿入

第十二号の十四様式中「」を「」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十三条の三の改正規定（同条第六項第一号に係る部分を除く。） マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行の日（平成二十六年十二

月二十四日)

二 第三号様式別表裏面の改正規定 平成二十七年一月一日

三 第九号の二様式、第九号の三様式、第十二号の四様式、第十二号の四の二様式、第十二号の四の三様式、第十二号の八様式及び第十二号の十四様式の改正規定 平成二十八年一月一日

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)第二条の三第二項第三号、第五号及び第八号の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年の翌年の四月一日の属する年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、当該年度の前年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新規則第二条の三の三第一項第一号及び第二号、第二項第一号並びに第三項、第二条の三の六第一項第一号及び第二号並びに第二項、第二条の五第二項第一号及び第三項並びに附則第二条第二項第一号ハ及び第三項第四号の規定は、施行日以後に行われる地方税法(以下「法」という。)第四十五条の三の二第一項若しくは第二項、第四十五条の三の三第一項、第五十条の七第一項、第三百七十七条の三の二第一項若し

くは第二項、第三百十七条の三の三第一項、第三百二十八条の七第一項又は附則第四条第十四項の規定による申告について適用し、施行日前行われた法第四十五条の三の二第一項若しくは第二項、第四十五条の三の三第一項、第五十条の七第一項、第三百十七条の三の二第一項若しくは第二項、第三百十七条の三の三第一項、第三百二十八条の七第一項又は附則第四条第十四項の規定による申告については、なお従前の例による。

3 新規則第九条の六第一号及び第九条の八第四項の規定は、施行日の属する年の翌年の四月一日以後に行われる法第三百二十一条の七の三又は第三百二十一条の七の五第一項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知について適用し、同日前行われた法第三百二十一条の七の三又は第三百二十一条の七の五第一項の規定による通知については、なお従前の例による。

4 新規則第十条第六項第一号、第十条の二の二第一号、第十条の二の三第一号及び附則第十三条の三第六項第一号イの規定は、施行日以後に提出する地方税法施行令（以下「政令」という。）第四十八条の九の八第一項、第四十八条の九の九第一項（政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。以下この項

において同じ。)若しくは新規則附則第十三条の三第六項に規定する申請書又は政令第四十八条の九の十(政令第四十八条の十七において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した政令第四十八条の九の八第一項、第四十八条の九の九第一項若しくはこの省令による改正前の地方税法施行規則(以下「旧規則」という。)附則第十三条の三第六項に規定する申請書又は政令第四十八条の九の十に規定する届出書については、なお従前の例による。

5 新規則第三条の二第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号並びに第十条の二の四第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号の規定は、施行日以後に提出する政令第九条の七第十五項若しくは第二十五項又は第四十八条の十三第十六項若しくは第二十六項に規定する書類について適用し、施行日前に提出した政令第九条の七第十五項若しくは第二十五項又は第四十八条の十三第十六項若しくは第二十六項に規定する書類については、なお従前の例による。

6 新規則第三条の二の二第二項第一号、第三条の四の二第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号、第三条の四の四第一項第一号及び第二号、第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号並びに第十条の二の五第二項第一号の規定は、施行日以後に行われる法第五十三条第三十三項若しくは第三百二

十一條の八第三十三項の規定による請求又は法第五十五條の三第一項から第三項まで若しくは第五十五條の五第一項から第三項までの規定による通知について適用し、施行日前に行われた法第五十三條第三十三項若しくは第三百二十一條の八第三十三項の規定による請求又は法第五十五條の三第一項から第三項まで若しくは第五十五條の五第一項から第三項までの規定による通知については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三條 新規則第四條の三の二第二項第一号、第五條の三第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号、第五條の五第一項第一号及び第二号、第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号並びに第六條の四第二項第一号の規定は、施行日以後に行われる法第七十二條の二十四の十第四項若しくは第七十二條の四十八の二第四項の規定による請求又は法第七十二條の三十九の三第一項から第三項まで若しくは第七十二條の三十九の五第一項から第三項までの規定による通知について適用し、施行日前に行われた法第七十二條の二十四の十第四項若しくは第七十二條の四十八の二第四項の規定による請求又は法第七十二條の三十九の三第一項から第三項まで若しくは第七十二條の三十九の五第一項から第三項までの規定による通知については、なお従前の例による。

2 新規則第七条の二第二号の規定は、施行日の属する年以後の年分の所得に係る個人の事業税について適用し、施行日の属する年の前年以前の年分の所得に係る個人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第四条 新規則第七条の二の四第一項第一号、第七条の二の五第一項第一号及び第二項第一号並びに第七条の二の六第一項第二号の規定は、施行日以後に開始する課税期間（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第十九条第一項に規定する課税期間をいう。以下この条において同じ。）に係る法第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は第七十二条の八十九第一項に規定する申告書について適用し、施行日前に開始した課税期間に係る法第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は第七十二条の八十九第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第五条 新規則附則第四条第四項第一号イ及び第二号イ、第五項第一号並びに第十一項第一号の規定は、施行日以後に提出する政令附則第十条第六項、第七項又は第十六項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した政令附則第十条第六項、第七項又は第十六項に規定する届出書については、なお従前の例

による。

2 新規則附則第四条第十四項第一号の規定は、施行日以後に行われる政令附則第十条第二十項の規定による通知について適用し、施行日前に行われた政令附則第十条第二十項の規定による通知については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第六条 新規則第八条の十八第一号並びに附則第二十三条第一項第一号ロ及び第二項第一号ロの規定は、施行日以後に提出する法第二百二十三条第二項に規定する修正申告書又は新規則附則第二十三条第一項第一号若しくは第二項第一号に規定する書類について適用し、施行日前に提出した法第二百二十三条第二項に規定する修正申告書又は旧規則附則第二十三条第一項第一号若しくは第二項第一号に規定する書類については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第七条 新規則第八条の三十八第一項第一号及び第四号の規定は、施行日以後に提出する政令第四十三条の十五第一項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した政令第四十三条の十五第一項に規定す

る申請書については、なお従前の例による。

2 新規則第八条の三十九第一項第一号の規定は、施行日の属する月分（施行日が月の初日でないときは、施行日の属する月の翌月分）以後の月分の法第四百四十四条の二十七第一項に規定する報告書について適用し、施行日の属する月の前月分（施行日が月の初日でないときは、施行日の属する月分）以前の月分の同項に規定する報告書については、なお従前の例による。

3 新規則第八条の四十一第一号イ、第二号イ及び第三号イ並びに第八条の四十八第一号の規定は、施行日以後に行われる法第四百四十四条の三十二第一項の規定による承認の申請又は施行日以後に製造する軽油に係る法第四百四十四条の三十五第二項の規定による報告について適用し、施行日前行われた法第四百四十四条の三十二第一項の規定による承認の申請又は施行日前に製造した軽油に係る法第四百四十四条の三十五第二項の規定による報告については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第八条 新規則附則第二十三条の二第一項第一号ロ及び第二項第一号イの規定は、施行日以後に提出する新規則附則第二十三条の二第一項第一号又は第二項第一号に規定する書類について適用し、施行日前に提出

した旧規則附則第二十三条の二第一項第一号又は第二項第一号に規定する書類については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第九条 新規則附則第二十四条第十二項第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イの規定は、施行日以後に提出する新規則附則第二十四条第十二項各号に規定する書類について適用し、施行日前に提出した旧規則附則第二十四条第十二項各号に規定する書類については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第十条 新規則附則第二十五条第一項第一号ロ、第二項第一号ロ、第三項第一号ロ、第四項第一号ロ、第五項第一号ロ、第六項第一号ロ、第七項第一号イ、第八項第一号イ及び第九項第一号イの規定は、施行日以後に提出する新規則附則第二十五条第一項第一号、第二項第一号、第三項第一号、第四項第一号、第五項第一号、第六項第一号、第七項第一号、第八項第一号又は第九項第一号に規定する書類について適用し、施行日前に提出した旧規則附則第二十五条第一項第一号、第二項第一号、第三項第一号、第四項第一号、第五項第一号、第六項第一号、第七項第一号、第八項第一号又は第九項第一号に規定する書類については

、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十一条 新規則第十六条の十八第一号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。

）は、施行日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、当該年度の前年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新規則第十六条の十八第一号の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。

）は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新規則第十六条の二十五第一号の規定は、施行日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合において、当該日の属する年）の四月一日の属する年度以後の年度分の遊休土地に対して課する特別土地保有税について適用し、当該年度の前年度分までの遊休土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する経過措置)

第十二条 新規則第二十七条第一号、第二十八条第一号及び第二十九号並びに第二十九条第二項第一号の規定は、施行日以後に提出する法第七百五十条第一号若しくは第七百五十二条第一号に規定する申請書又は法第七百五十一条第一号若しくは第二号に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した法第七百五十条第一号若しくは第七百五十二条第一号に規定する申請書又は法第七百五十一条第一号若しくは第二号に規定する届出書については、なお従前の例による。

2 新規則第二十七条第四号第一号の規定は、施行日以後に行われる法第七百五十条第五号の規定による通知について適用し、施行日前に行われた同号の規定による通知については、なお従前の例による。